

介護医療院カリタス 利用契約書及び重要事項説明書 (令和 7 年 8 月 1 日現在)



介護医療院

目 次

- 1. 契約書
- 2. 事業者概要
- 3. 目的と運営方針
- 4. 設備の概要
- 5. 施設の職員体制
- 6. 施設サービスの内容
- 7. サービス料金
- 8. 介護保険給付対象外のサービス
- 9. 協力医療機関
- 10. 施設利用にあたっての留意事項
- 11. 虐待の防止について
- 12. 身体拘束について
- 13. ハラスメント防止対策について
- 14. 非常災害対策
- 15. 衛生管理等
- 16. 業務継続計画の策定等について
- 17. 事故発生時の対応
- 18. 個人情報の利用目的
- 19. サービス内容に関する苦情相談窓口
- 20. 個人情報の利用目的
- 21. 身体拘束その他の行動制限について
- 22. 写真利用についてのお願い

介護医療院カリタス
事業者番号 42B0100038
長崎県長崎市新牧野町 132 番地 1
電話番号 0959-25-0741

介護医療院カリタス利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護医療院カリタス(以下「当施設」という。)は、長期療養を要する要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、長期療養のための医療と介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう日常生活上の支援を提供し、一方入所利用同意者(〈様式1〉で同意した方)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が当施設と契約を締結したときから効力を有します。但し、身元保証人(利用者の身元を保証・利用者と共に支払義務のある方)に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書及び個人情報の取り扱いの改定が行なわれない限り、初回利用時の〈様式1〉の締結をもって、当施設を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元保証人は、当施設に対し、退院の意思表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、入所利用同意者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者又は家族が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合(ハラスメント行為等)
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

(利用料金)

第5条 入所利用者は、当施設に対し本契約に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙重要事項説明書に記載する利用単位ごとの料金をもとに計算された、月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、前月料金の合計額の請求及び明細書を、毎月10日以降15日までに発行し、支払者は当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに現金又は施設の指定する銀行口座へ

支払うものとします。

- 3 当施設は、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(身体の拘束等)

第6条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないませんが、転倒の恐れ・点滴自己抜去等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。また、身体拘束等を行う場合は承諾書にて同意を得ることとします。

(別紙3)

(サービス向上に関する委員会の設置)

第7条 事業者は、感染症対策、事故防止対策、虐待及び身体拘束廃止、ハラスメント防止、褥瘡防止等を目的に各委員会を設置し、サービスの質の向上に努めます。

(個人情報保護)

第8条 利用者の個人情報保護については、当施設の個人情報保護方針、個人情報に関する規程等のほか関係法令及びその他のガイドラインを遵守します。また、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報については適切な安全管理措置をとります。(別紙2)

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入所利用同意者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 入所利用者やその御家族は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又、1階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

(別紙1)

介護医療院カリタス重要事項説明書

I. 事業者の概要

法人名	宗教法人力トリック・カリタス修道会
施設名	介護医療院カリタス
開設年月日	2022年4月1日
所在地	長崎県長崎市新牧野町132番地1
管理者氏名	濱崎 圭輔
電話番号	0959-25-0741
FAX 番号	0959-25-0323
事業者指定番号	42B0100038

2. 介護医療院の目的と運営方針

・ 施設の目的

介護医療院とは、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。

・ 運営方針

長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより利用者様に寄り添った医療介護サービスに努めます。施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めます。また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

3. 設備の概要

定 員	19名
療養室	個 室 2室
	2人部屋 3室
	3人部屋 1室
	4人部屋 2室
機能訓練室	1室
食 堂	1カ所
浴 室	1カ所
多目的トイレ	共用 4カ所
非常災害設備等	全館スプリンクラー、火災通報装置、消火栓、消火器等

4. 施設の職員体制

職種	専従・兼務
管理者（院長）	カリタス診療所・短期入所生活介護カリタス・短期入所生活介護ひまわり・デイケアカリタスと兼務
医師	カリタス診療所・短期入所生活介護カリタス・短期入所生活介護ひまわり・デイケアカリタス兼務
介護支援専門員	短期入所生活介護カリタスと兼務
看護職員（正・准看護師）	短期入所生活介護カリタスと兼務
介護職員	短期入所生活介護カリタスと兼務
理学療法士	カリタス診療所・短期入所生活介護カリタス・短期入所生活介護ひまわり・デイケアカリタスと兼務
管理栄養士	カリタス診療所・短期入所生活介護カリタス・短期入所生活介護ひまわりと兼務
事務職員	カリタス診療所・短期入所生活介護カリタス・短期入所生活介護ひまわり・デイケアカリタスと兼務

5. 施設サービスの内容

(I)介護保険給付対象サービス<サービス内容>

種類	内容
食事	(食事時間) 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:30 ※食事は上記時間を標準としますが、個々の状態により前後することがあります。
医療・介護	・医師は、ご利用者の病状、心身の状態の把握に努め、診療にあたっては、的確な判断のもとに、必要な検査、投薬、処置などを適切に行います。 ・看護職員および介護職員は、ご利用者の心身の状況を把握し、自立支援と日常生活の充実のため適切な技術を持って健康管理を行います。
機能訓練	・理学療法士は、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために、必要なりハビリテーションを実施いたします。
栄養管理及び栄養ケア	・当施設では、管理栄養士がご利用される方々の摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、これに従い栄養管理を行います。
口腔衛生管理及び口腔ケア	・当施設担当の歯科医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導、ケアを行います。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴または清拭を、夏季（6月～9月）週3回、冬季（10月～5月）週2回行います。 ・寝たきりの方でもリフト付き浴槽を利用して入浴することができます。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能低下防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者様とそのご家族様からのご相談に応じます。

6. サービス料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は一日当たりの単位です。1単位は10.14円（長崎市地域単価）にて計算され、利用者負担はその1～3割となります。

(1) サービス基本料

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス料	多床室	760単位	857単位	1,066単位	1,155単位	1,235単位
	個室	675単位	771単位	981単位	1,069単位	1,149単位

※ 日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

(2) 加算について

加算・減算等名	加算・減算の概要	加算・減算点数
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間について加算する。	30単位／日 入所日から30日以内の期間
外泊時費用	外泊をした場合 ※ただし外泊の初日及び最終日は所定の単価にて算定。	362単位／日 1ヶ月に6日まで
療養食加算	糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食を提供させて頂く場合。	6単位／回 1日3回を限度

口腔衛生管理加算 (I)	1ヶ月につき、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し具体的な助言・指導を行った場合	90単位／月
科学的介護 推進体制加算 (II)	入所者ごとの心身・疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しており、サービスの提供にあたって適切かつ有効に必要な情報を活用している場合。	60単位／月
退所時情報提供加算 (I)	入所期間が1月を超える入所者様が退所し、その居宅（または施設）において療養を継続される場合に、退院後の主治医に対し診療の状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	500単位／回 退所時1回
退所時情報提供加算 (II)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	250単位／回 退所時1回
緊急時治療管理	入所者様の病状が重篤となり救急救命医療が必要となった場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行う。	518単位／日 1月に1回、連続する3日間
認知症チームケア 推進加算 (II)	認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを提供した場合	120単位／月
介護職員等 処遇改善加算 (I)		所定単位数の5.1%を加算
サービス提供体制 強化加算 (I)	勤続10年以上介護福祉士の割合が35%以上の場合	22単位／日
協力医療機関連加算		5単位／月

特別診療費

※1単位10円

感染対策指導管理	感染対策委員会を設置し、施設全体で感染対策を行う。	6単位／日
褥瘡対策指導管理 (I)(II)	入所者ごとの褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している場合。また(II)については褥瘡の発生がない場合。	(I) 6単位／日 (II) 10単位／月

初期入所診療管理	診療計画を策定し、本人様又は家族の方へ説明を行った場合。	250 単位／1回
医学情報提供 (I)(II)	担当医師より、退所時に病院又は診療所へ、紹介文書を記入した場合。	(I) 220 単位／1回 (II) 290 単位／1回
理学療法 (I)	入所者様に対して理学療法を個別に行った場合。	123 単位／1回
短期集中 リハビリテーション	入所日から3ヶ月以内の期間、20分以上の個別リハビリを1週間に概ね3回以上実施した場合。	240 単位／日

7. 介護保険給付対象外のサービス

【負担限度額・基準費用額】

市民税非課税世帯	対象者	利用者負担段階	食費/日	負担限度額			
				居住費/日			
				個室	準個室	2人部屋	4人部屋
	老齢福祉年金・生活保護を受給されている方	第1段階	300円	550円		0円	
	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	第2段階	390円				
	年金収入等80万円超120万円以下	第3段階 ①	650円	1,370円		430円	
	年金収入等120万円超	第3段階 ②	1,360円				
	上記以外（課税世帯の方）	第4段階	1,445円	1,728円	1,000円	748円	697円

※ 食費基準費用額1,445円/日、朝食：395円、昼食：525円、夕食：525円

【その他】

種類	利用料金	内容
理髪代	1,000円／1回	理髪サービスをご利用いただけます。
予防接種料	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額	インフルエンザワクチン・肺炎球菌ワクチン等
各種診断書料	1,100円～11,000円	生命保険診断書、死亡診断書等
持ち込み電気使用料	50円／日	ラジオ・電気毛布・携帯電話などの持ち込みの場合1台につき
私物衣類洗濯	100円／枚	大物 300円／枚
死後の処置	5,500円	亡くなった後の処置を行った場合

日常生活費 (教養娯楽費含)	100 円／日	石鹼・シャンプー・タオル・おしぼり等の費用及びレクレーション等に要する費用
テレビレンタル代	100 円／日	テレビを使用した場合

※ おむつ代は介護保険給付対象となっておりますので、ご負担の必要はございません。

公費

* 「原爆手帳」をお持ちの方は施設利用料が免除となります

* 生活保護を受けられている方は、福祉事務所発行の生活保護法介護券の認定額です。

利用料金のお支払方法

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア. 前記の利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ. 上記に係る請求書は、利用月の翌月 10 日までに発行します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア. 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア） 窓口での支払い （イ） 指定口座への振り込み （ウ） 口座振替にて支払い（ゆうちょ銀行）</p> <p>イ. お支払いの確認後、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いします。</p>

8. 協力医療機関

医療機関の名称	カリタス診療所
所 在 地	長崎県長崎市西出津町67番地5
診 療 科	内科・循環器内科・消化器内科・リハビリテーション科
医療機関の名称	たけとみデンタルクリニック
所 在 地	長崎県長崎市永田町3123
診 療 科	歯 科

9. 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 面会時間：面会時間は原則として 14:00～17:00 となります。感染症などの流行のため、時間・人数の制限や面会を中止させて頂く場合もあります。
- (2) 外出、外泊の際はあらかじめ外出・外泊願を提出し承認が必要です。
- (3) 必要以上の物品の持込はお断りいたします。持ち込まれた物品に関しては、見える場所に氏名の記載をお願いいたします。
- (4) 禁止行為
 - ① 院内での飲酒・喫煙
 - ② 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自分の利益のために他人の自由を侵さない

- ③ けんか、口論、中傷などで他の利用者への迷惑行為
- ④ 他の利用者や職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ⑤ 他の利用者や職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ⑥ 他の利用者や職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為）
- ⑦ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑧ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

　　虐待防止に関する担当者：(生活相談員：大水あけみ)

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. ハラスメント防止対策について

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場・介護現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な

措置を講じます。

2 契約者（利用者）様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して次の①～③の行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

- ① 暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、その他著しく常識を逸脱する行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなど身体的・精神的暴力・性的嫌がらせ、いちじるしい威圧的行為。
- ③ サービス利用中の従業者の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

13. 非常災害対策

- ① 施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者職・氏名：（防火管理者 高野繁美）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

14. 衛生管理等

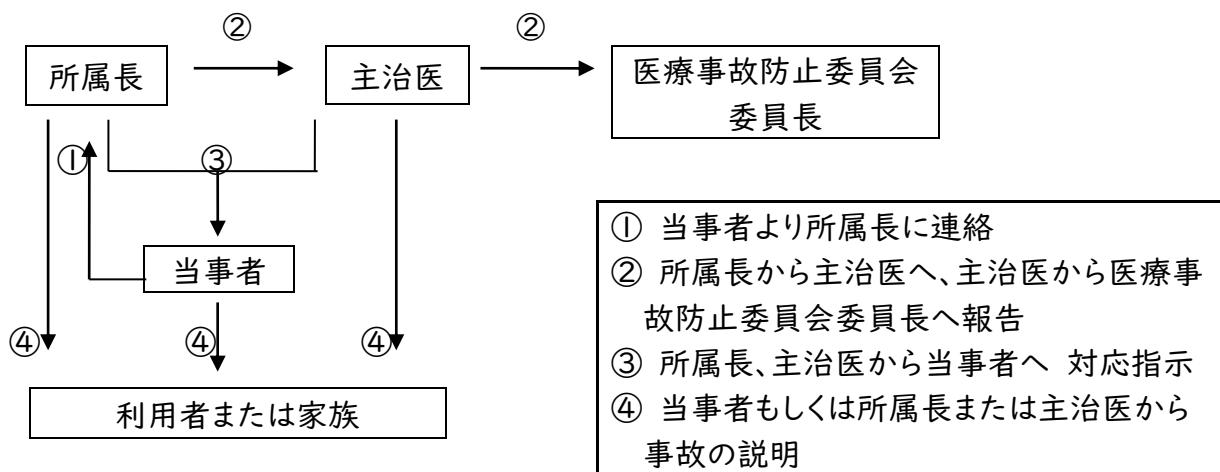
- (1) 介護予防短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐために対策を講じます。
- (3) 当施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に備え賠償責任保険の損害保険に加入しており、速やかに損害賠償を行います。



17. 個人情報の取扱い

当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た入所者様又はその家族様若しくは連帯保証人様及び身元引受人様に関する個人情報の利用目的を別紙の通り定め、適切に取り扱います。※別紙「個人情報の利用目的」参照

18. サービス内容に関する苦情相談窓口

(1)当施設の相談窓口

入所利用者やその御家族は、当施設の提供する介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員他従業員に申し出ることができます。又、1階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

◎ 苦情相談受付窓口担当者：支援相談員 大水 あけみ

TEL 0959-25-0741

(2)公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

行政機関その他苦情受付機関

長崎市 介護保険課	095-829-1146
西海市 長寿介護課	0959-37-0024
長与町 介護保険課	095-883-1111

時津町 高齢者支援課 095-882-2211

長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係

095-826-1599

長崎県運営適正化委員会 095-862-6410

苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内容を把握し、必要な対応を行います。また、苦情の内容によっては、市町村や居宅介護支援事業者等と連絡をとり、必要な対応を行います。

個人情報の利用目的

介護医療院カリタスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 利用予定、実績等の管理
 - ◇ 会計・経理
 - ◇ 事故等の報告
 - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者等との連携
 - (サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ◇ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ◇ 保険事務の委託
 - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◇ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◇ 施設において行われるボランティア・実習生への協力
 - ◇ 施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 外部監査機関への情報提供

身体拘束その他の行動制限について

介護医療院カリタスは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法により利用者の行動の制限をしません。

緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します。

① 身体的拘束廃止委員会の開催

委員会構成メンバー 医師・看護師・介護士・その他

委員会の開催 必要に応じて開催

検討内容

1	切迫性	利用者の本人、又は他の利用者等の生命、又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと
2	非代替性	身体拘束その他の行動制限をおこなう以外に、代替する介護方法がないこと
3	一時性	身体拘束その他の行動制限が、一時的なものであること

委員会にて、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、医師の指示にもとづき下記の手続きに移る。

② 利用者、家族等への説明

家族、又は代理人などに連絡し面接する。「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて医師・看護師・介護士・その他該当職員が詳細な説明をおこなう。

(説明書の記入は、医師・看護師・介護士又は該当する職員)

家族等の十分な理解と同意を得る。説明書に署名捺印を求める。

③ 介護記録への記載

実際に身体拘束をおこなう場合は、容態、時間、心身の状況等を記録すること。

④ 拘束解除を目標に継続的カンファレンスをおこなう。

身体的拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的カンファレンスを行い、検討する。

【参考】

身体的拘束・行動制限の対象となる具体的行為

(身体的拘束ゼロへの手引きより)

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子や椅子からずれ落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる機能のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
9. 他人への迷惑行動を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体的拘束の具体的な範囲

(身体的拘束ゼロへの手引きより)

- ① 車椅子やベッドにひも等で縛る。
- ② ベッドを柵で囲む。
- ③ 手足をひもで縛る。
- ④ 手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける。
- ⑤ 立ち上がれないような椅子を使う。
- ⑥ 立ち上がれないように椅子にテーブルを取り付ける。
- ⑦ つなぎ服を着せる。
- ⑧ 行動を落ち着かせるために抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑨ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【様式Ⅰ】

年 月 日

当事業者は、介護医療院サービスの提供にあたり、ご利用者に上記のとおり契約書及び重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名の上、各自1通を保有するものとします。

法人名 宗教法人力カトリック・カリタス修道会

代表役員 宮脇 京子

名称 介護医療院カリタス

説明者 職名

氏名

私は本書面に基づいて事業者から契約書及び重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

なお利用料金その他これに付随する債務について、利用者本人が支払うことができない場合、身元保証人がその支払いを行うこととします。

(利用者)

住所

氏名

(身元保証人)

住所

氏名

続柄

電話番号

— —

【写真使用についてのお願い】

※ 当法人及び施設の活動や取り組みにおいて広報や宣伝をはじめ広く情報を発信するにあたり、ご契約者及びご家族等の写真を使用させていただく場合がございます。ご理解・ご協力をいただければ幸いです。

- 1) 施設におけるご家族等への通信
- 2) 法人・施設のパンフレット 及び広報誌
- 3) 法人・施設のホームページ
- 4) 上記に付随する紙媒体又は電子媒体での広報宣伝物

※ その他の理由で使用する場合は、別途お知らせし、了解をいただくものとします。

同意書

✧ 写真を使用することに

- 同意します。
 同意しません。

年 月 日

【事業者】 住 所:長崎市新牧野町132番地1
事業者名:介護医療院カリタス
代表者:宗教法人口トリック・カリタス修道会
代表役員 宮脇 京子

【ご利用者】 住 所:

氏 名:

【代理人】 住 所:

氏 名: